

国地契第3号  
国官技第27号  
平成26年4月16日

各地方整備局総務部長  
各地方整備局企画部長 あて

大臣官房  
地方課長  
技術調査課長  
(公印省略)

「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」等の一部改正について

平成6年4月15日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)については、平成24年3月30日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)によって改正されたところである。

それに伴い、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)が改正されたことを受けて、今般「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号)及び「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚発第39号、建設省技調発第170号)を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

#### 記

1. 「公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第271号、建設省技調発第137号)の一部改正

記1ただし書中「作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書」を「作成され、平成24年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)によって改正された「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の附属書Iの日本国付表5中、付表5に関する注釈注3ただし書」に改める。

記4(1)⑭を⑮とし、②から⑬までを一号ずつ繰り下げ、同①の次に次の一号を加える。

② 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

記13(1)中「限るものとする。」を「限るものとし、その旨を4の手続開始の公示、6

の指名通知及び7の入札公示並びに入札説明書において明らかにすることとする。」に改める。

(別添1) 3(5)を(6)とし、(2)から(4)までを一項ずつ繰り下げ、同(1)の次に次の一項を加える。

(2) 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記2(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

[また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課(〒〇〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。]

同4(8)中「上記3(3)」を「上記3(4)」に、「上記3(4)」を「上記3(5)」に改める。

(別添2) 21を22とし、6から20までを一条ずつ繰り下げ、5の次に次の一条を加える。

6 指名競争参加資格の申請の時期及び場所

4(1)②に掲げる指名競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(平成〇年〇月〇日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が設計共同体である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

[また、当該者が参加表明書を提出したときに限り、〇〇地方整備局総務部契約課(〒〇〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇 電話〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇)においても当該指名競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。]

2. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」(平成8年9月26日付け建設省厚発第39号、建設省技調発第170号)の一部改正

記1ただし書中「マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」附属書I日本国の付表4中、付表4に関する注釈注3ただし書」を「マラケシュで作成され、平成24年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)によって改正された「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の附属書Iの日本国付表5中、付表5に関する注釈注3ただし書」に改める。

附 則

この通知は、平成26年4月16日以後に入札公告を行う建設コンサルタント業務等から適用する。

